

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

重大な労働災害発生時に関する注意事項（下）

● 重大な労働災害発生時の処理の流れ

1. 重大な労働災害事故

「職安法」第 37 条第 2 項により

- (1) 災害が発生して、人が死亡する。
- (2) 災害の発生による被災人数が 3 人以上である。
→就業場所において発生した同一災害により作業員が全労働能力の永久的喪失、一部労働能力の永久的喪失及び全労働能力の一時的な喪失に至った総人数が 3 人以上である場合を指す。
- (3) 災害の発生による被災人数が 1 人以上で、入院治療を必要とする。
→就業場所で発生した災害により被災した作業員が 1 人以上で、医療機構の診断を経て、入院治療を必要とする場合を指す。
- (4) その他中央主務機関より指定を受け公告された災害

2. 事業者による通報/現場の維持

「職安法」第 37 条第 2 項、第 4 項により

- (1) 事業単位の就業場所で重大な労働災害が発生した場合、事業者は、8 時間以内に所在地管轄区の労働検査機構¹に通報しなければならない。
 - A. 事業者とは、被災した労働者の事業主又は事業場責任者の指揮監督を受け、労働に従事する被災した作業員の事業場の事業主を指す。
 - B. 8 時間以内に労働検査機構に通報しなければならないとは、事業単位が規定内の労働災害が発生した事実を明らかに知った又は知りえたときから 8 時間以内に、その事業単位所在地管轄区の労働検査機構に通報しなければならないことを指す。
- (2) 事業単位に前述の災害が発生した時、事業者は、救護、救助の必要がある場合以外、司法機関又は労働検査機構の許可を得ず現場を移動又は破壊してはならない。

¹各管轄区の通報先：<https://insp.osha.gov.tw/labcbs/disaddrbook.htm>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

3. 労働検査機構による労働検査

「職安法」第37条第3項により

労働検査機構は、報告を受けた後、死亡又は重傷者が発生した事業場に人員を派遣し、検査をしなければならない。

(1) 労働検査の内容

「労検法」第27条前段により

労働検査機構は、事業単位の事業場に重大な労働災害が発生した時、直ちに労働検査員を派遣し、検査を実施し、労働災害の原因及び責任の帰属を調査しなければならない。

(2) 労働検査の結果

A. 直ちに是正又は期限を定め改善を命じる。

「労検法」第25条第1項により

労働法令の規定に違反した場合、労働検査機構は、10日以内で文書による通知を以って事業単位の直ちに是正又は期限を定め改善を命じなければならない。

B. 部分又は全部営業停止

「労検法」第27条後段により

直ちに営業停止する以外に労働災害の拡大を避けられない場合、災害が発生した場所で文書による通知により事業単位部分又は全部を営業停止としなければならない。

4. 事業単位の行うべき事項

(1) 公告

「労検法」第25条第2項により

事業単位は、労働検査結果通知書を受け取った後、その検査結果を規定に違反した場所の見やすい所で7日以上公告しなければならない。

(2) 営業復帰計画書の提出

A. 原因の分析（事例に基づき分析）

→高所で作業し、墜落のおそれがあるにもかかわらず、シートベルト・ヘルメット及びその他必要な防護具を使っていない。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

B. 災害防止の対策（事例に基づく防止対策）

I. 「職業安全衛生施設規則」第 224 条第 1 項により

→事業者は、高度 2 メートル以上にある事業場のエッジ及び開口部分で、墜落のおそれがある場合に対して、適切な強度のフェンス・グリップ・カバーなど防護措置を設置しなければならない。

II. 「職業安全衛生施設規則」第 228 条により

→事業者は、労働者が高低差 1.5 メートル以上の場所で作業する時、労働者に安全に移動させる設備を設置しなければならない。

III. 「職業安全衛生施設規則」第 281 条第 1 項により

→事業者は、高度 2 メートル以上の高所作業で、労働者が墜落のおそれがある場合に対して、労働者に確実にシートベルト・ヘルメット及びその他必要な防護具を使用させなければならない。但し、事業者が防護ネットなど設置した場合は、この限りでない。

(3) 営業復帰の申請

「労検法」第 30 条により

規定により営業停止を通知した事業単位は、営業停止の原因を排除した後で、労働検査機構に営業復帰を申請することができる。

● 事業者が「職安法」に違反し、重大な労働災害の発生に至った場合の刑事責任

1. 「職安法」第 40 条により

第 6 条第 1 項又は第 16 条第 1 項の規定に違反し、第 37 条第 2 項第 1 号の災害の発生に至らしめた場合、3 年以下の有期懲役、拘留に処し、又は新台幣ドル 30 万元以下の罰金を科す若しくは併科する。

法人が前項の罪を犯した場合は、責任者を処罰するほか、この法人に対し前項の罰金に処する。

2. 「職安法」第 41 条により

下記いずれかの事情がある場合は、1 年以下の有期懲役、拘留に処し、又は新台幣ドル 18 万元以下の罰金を科す若しくは併科する。

(1) 第 6 条第 1 項又は第 16 条第 1 項の規定に違反し、第 37 条第 2 項第 2 号の災害の発生に至らしめた場合

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

- (2) 第 18 条第 1 項、第 29 条第 1 項、第 30 条第 1 項、第 2 項又は第 37 条第 4 項の規定に違反した場合
3. 中央主務機関又は労働検査機構が、第 36 条第 1 項の規定に基づき発した営業停止の通知に違反した場合
- 法人が前項の罪を犯した場合、責任者を処罰するほか、この法人に対して前項の罰金に処する。

➤ 罰金部分

所在地の政府主務機関により会社を罰金に処する。

➤ 懲役部分

管轄担当の裁判所からその責任者を調査し、訴える。

結び

作業員への作業の安全性を保障する為、近年労働部は、高リスク事業の監督検査・部を越えた協力・大企業への職業安全衛生管理システムの設置奨励・中小企業への労働環境の改善指導・安全パートナー計画締結及び全民労働安全文化の形成など多項に渡る災害減少対策及び措置を推進して。各界の共同努力の元、台湾の職場安全衛生水準は段々と向上を続け、同時に労働災害の千人率（1000 人当りの給付率）は年々段々下がってきている²。

政府による労働検査は、ただ最後の防衛線となるだけで、労働者の作業の安全性及び労働条件については、まだなお事業者・事業単位が責任を果たす必要があるほか、必ず安全衛生施設の強化及び安全衛生管理の徹底をし、ゼロ災害を確実に成し遂げ、各労働者に安全な職場で仕事をさせるようにしなければならない。

²労働部最新統計資料によると、2014 年年間の労働者保険労働災害保険の千人率は 3.453 であり（労働保険に加入する人数の 1000 人当りの労働災害給付を申請する人数）、2013 年の 3.703 と比べ 6.8%減少し、2011 年の 4.153 と比べると、更に 16.9%という、史上最大の減少幅を記録している。これは、労働部が毎年推進してきた各項の労災減対策が効果を上げていることを示している。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。